

ＴＰＰに関する意見取りまとめ  
(期待されるメリット抜粋)

平成２４年５月１６日  
内閣官房

# 目 次

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1. 総論                 | … 1 |
| 2. 各論                 |     |
| (1) 物品市場アクセス          | …15 |
| (2) 原産地規則             | …19 |
| (3) 貿易円滑化             | …21 |
| (4) S P S (衛生植物検疫)    | …23 |
| (5) T B T (貿易の技術的障害)  | …24 |
| (6) 貿易救済              | …25 |
| (7) 政府調達              | …26 |
| (8) 知的財産              | …28 |
| (9) 越境サービス            | …30 |
| (10) 商用関係者の移動 (一時的入国) | …31 |
| (11) 電子商取引            | …32 |
| (12) 投資               | …33 |
| (13) 制度的事項 (法律的事項)    | …36 |

## TPP交渉参加により期待されるメリット

### 【総論】TPP交渉参加の意義

#### 主なコメント(経済同友会)

○ 日本がこれから人口減少社会へと進んでいくことで、国内市場の縮小が見込まれる中、それでも競争力を維持・強化していくためには、グローバル市場に積極的に出ていき、アジアを中心とする、急速に台頭した新興国の経済成長の果実を日本に持ち帰ることが不可欠である。そして、日本企業が世界で事業展開していくにあたっては、競争条件を少なくとも同等以上にすることが必要で、TPPはその試金石になる。

○ TPP交渉の参加国には世界経済の成長センターであるアジアの国々が含まれる。彼らとともに交渉に参画し、同じ経済圏の中で共通のルールを作っていくことは、我が国はもとより、交渉参加国のさらなる経済成長につながる。また、TPP交渉への参加は、政府が「新成長戦略」のゴールに定めている「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築」に向けた重要な一歩にもなる。

○ 経済連携交渉は、そのルールづくりから参画しなければ国益への寄与は困難で、一旦参加国で合意したルールを修正するのは容易ではない。TPP交渉への参加の結論を先送りすることによって、日本の意向を交渉に生かせるタイミングを失ってはならない。

○ 日本の経済成長のためにTPP交渉を進めることを支持。将来も日本経済が成長していくために、アジア太平洋地域において、2020年頃を目途にしてFTAAPを構築するべきであると考えているが、TPPは、日中韓FTA、日EUEPA、ASEAN+3、+6とともに、FTAAPの形成にむけた基本的な柱となる包括的な経済連携協定になると考える。経済連携協定は、経済成長に結びつくものである必要があると考えており、また経済成長のためには進めていくべきものであると理解している。

○ 自由化の度合いが高い経済連携協定であるTPP交渉への参加は、我が国の経済成長にとって不可欠な第一次産業の再生に向けた抜本的な改革にもつながる。経済連携協定は、農業問題を抜本的に改革する糸口になるとも捉えている。TPPで国を開放したら、中に入ってくるものがあると同時に、外に出ていくことができる。外の空気にさらされることになることから、全ての分野で体質を強化する必要があり、TPPはそのきっかけとなるものである。経済界としても、農業の発展に協力する準備はもちろんあり、例えば6次産業化は、意義のある政策であると考えている。経済連携協定は経済成長のためのものであり、同時に農業を強くする対策が必要。

○ 自由貿易の拡充に関連して必ず問題になるのは、食料自給率が維持向上できないという懸念である。勿論、食料自給率は重要であるが、一方で、食料の調達能力を持つことも必要である。経済連携協定を結ぶことは、日本と友好的関係を持つ国々を作ることであり、食料の調達能力の維持向上に資すると思われる。

○ 将来、日中韓、タイなどのアセアン諸国など、色々な国が参加していくことが想定されるが、日本がリーダーシップを発揮しアジアの国で連携していくことを考えると、これから参加したいという国が参加しやすい協定にすべきである。経済界としては、TPPが9ヶ国で終わらせることなく、さらに広がっていかねばならないと考えている。適宜、柔軟性を持たせるようなバランスが必要。

#### 主なコメント(全国中小企業団体中央会)

○ 今、必要なことは、地場産地など国内での技能を活かした技術力と雇用を確保すると同時に、経済のグローバル化が進展する中で、中小企業の自立化に向けて国内・国外の新たな市場を切り拓き、その利益を国内の地元に還元することによって、国内の投資と雇用を拡大していくことであると考えている。政府は、TPP交渉において、地域中小企業への悪影響を軽減し、中小企業の成長・発展につながるよう、TPPへの交渉参加を早期に図っていただきたい。

○ 韓国をはじめ海外との経済連携戦略を進めている国の企業は輸出競争力を高めていることにより、日本企業が国際市場で不利な立場になっていることは看過できない。これを放置すれば、大企業の海外移転等による産業空洞化が生じ、海外展開が容易でない中小企業と地域経済に大きな影響が生じる。

○ 周辺の国々と一緒に成長していこうというTPPのような取組は、最終的にはプラスになる。

○ 門戸の開放は中小企業が発展する段階で、必ず通らなければならないステップと認識している。

○ 中小企業が新興国等海外展開していくためには、ルールの共通化が必要である。インドネシアやインドでは、地方の政府機関において、各官庁で法律の解釈や執行が不統一であり、規制が不透明であるので、透明性を高めてもらいたい。

○ 日本のルールが採用されると中小企業にとって有利となる。特に、民法のグローバル化を図るべき。

### 主なコメント(電子情報技術産業協会)

○ 電気機器業界は国内でも80万人の雇用を抱え、自動車産業と肩を並べ、日本の基幹産業と自負。しかし依然とした円高基調、他国に比して高い法人税率、電力供給問題など不利な状況が続けば、国内生産拠点の維持、雇用の確保も難しくなる。ライバルの韓国が、米韓FTA発効に伴い、LCDモニタ、カラーテレビの関税に日本と比べ5%の差が生じた。TPP交渉参加に向けた協議に係る首相表明が、日中韓FTA、日EU・EIA交渉にも影響を与えると期待される。模倣品対策等の知的財産問題、政府調達における共通のルール作りに期待し、アジア太平洋地域各国との戦略的互惠関係を構築するためにもTPPの早期参加を切に希望する。

○ 日本のTPP 協定交渉への早期参加は、米国に次ぐ生産と消費と貿易を行う国をTPP に加えることになり、世界の生産と消費のセンターであるアジア太平洋地域の更なる経済発展のためのより広範囲にわたるネットワークを提供していくことで、TPP 実現の戦略的重要性が飛躍的に高まる。このことは、米国をはじめとしたTPP 加盟国の今後の経済成長と輸出拡大、雇用拡大に一層資することにつながると思われる。

○ 日本のTPP 協定交渉への早期参加は、同協定交渉において日米が強力なパートナーとなり得るとともに、日米の国際関係の一層の発展強化につながるといったメリットが期待される。国際経済社会の安定と持続的な発展を目指して、両国が直面する国際的な課題に協力して取り組むことは、日米双方にとって極めて有益であるといえる。

○ 日本のTPP 協定交渉への早期参加は、日本のTPP 交渉参加への関心表明に対応してカナダとメキシコが交渉参加への意向を表明し、台湾やフィリピンが交渉参加に関心を示しているとの報道に見られるように、TPP 参加国の一層の増加をもたらす、WTO ドーハラウンド交渉が停滞する中での有効な国際通商ルールの構築を加速させることができる。

○ 日本のTPP 協定交渉への早期参加は、TPP におけるハイレベルなルール整備の交渉において、日本は米国と協力しつつ、主導的な役割を果たすことができると考える。特に、ヒト、モノ、サービス、資本の国際移動の自由化・円滑化・透明性の確保、知的財産権や投資家・投資財産の保護強化、WTO 整合的で透明性が高く競争に中立的なルールの整備、ユーザーである企業にとって使い勝手の良い制度・手続を導入すること、デジタル化やインターネットの普及、イノベーションと技術進歩等に伴う新しいビジネスモデルの発展を後押しするルールの整備など直面する優先課題について加盟国間による政策連携や産業協力の推進などにより、国際的な生産・貿易・投資促進的及びイノベーション促進的な事業環境の実現に向けた両国の協力が期待される。さらに、TPP のルールがアジア太平洋地域において競合するFTA 間の規律内容の水準の引上げ競争を促進して、他のFTA のルールの高水準化をもたらすことが期待される。

○ 交渉参加が遅れることによりルール作りに参加できなくなる恐れがある。

○ TPPに望むビジョンと成果は、アジア太平洋地域における広範な分野での市場アクセスの改善のみならず、高水準の自由化・円滑化・透明性を確保してクロスボーダーの貿易や投資、サービス等のルールや法制度を整備することによる、企業にとっての国際事業環境の向上にある。この点は、アジア太平洋地域に日米の企業間のサプライチェーンあるいは国際的生産・流通ネットワークを密接に連結してグローバルにビジネスを展開する米国産業界と日本産業界の利益が一致するところであると考え。

○ エレクトロニクス業界は他業種に比べ、サプライチェーンがグローバル化している。WTOの停滞する中、EPA/FTAを進めることによる面での展開が必要。ITA協定(情報技術協定:Information Technology Agreement)、TPP協定などのプल्ली交渉に期待。

○ 特に新興国における排他的な産業政策に対して、ヒト・モノ・サービスの円滑化や規制の透明性が確保されるようなハイレベルな国際ルール作りに期待。

○ 農産品は輸入関税で保護されていると感じる。戸別所得補償制度などに頼るのではなく、TPP交渉参加を機に農業の国際競争力強化を図るべきではないかと考える。

### 主なコメント(日本医療機器産業連合会)

○ チャレンジや変化を許容しない産業は疲弊していくと我々は考えているため、医療機器業界としては、基本的にTPP交渉参加を前向きに捉えている。

### 主なコメント(日本機械輸出組合)

○ TPPは、世界の生産と消費のセンターであるアジア・太平洋地域において形成されている国際生産・流通ネットワークを拡大強化し、協定参加国の経済発展をもたらす。

○ 我が国が一刻も早くTPP交渉に参加して我が国貿易業界のニーズを協定に反映して早期発効を促し、我が国経済が協定の利益を享受することを強く希望する。

○ TPPは世界の成長センターであるアジア太平洋地域のネットワークの形成の土台となり、大いに経済発展をもたらす可能性がある。

○ 政府には、円高の是正、法人税の軽減、TPPの締結により輸出をスムーズに行うことができるようにする環境整備を行って頂くよう要望している。

○ 昨年3月にTPPに参加した場合の効果について調査分析を実施したが、TPPに参加した場合のGDPの押し上げ効果は、2015年で60億ドルに相当し、不参加と比較して4倍の経済効果があり、韓国のFTA参加の効果を上回った。TPP参加により、機械製造業については、競争力の低下が緩和され、自動車については、競争力が上がる。TPP交渉に参加してもらいたいというのは業界の願い。

○ TPPを要望するのは、個々の問題もさることながら、米韓、米EUなど他国のFTA締結により、貿易転換効果が発生することに危機感があるため。

○ TPPの参加国が、中国やインドネシアなども含めて、将来拡大した際にTPPのメリットを享受でき、日本は早めに参加して先手を打つべきである

○ TPP交渉参加と並んでEUとのEPAの本交渉を早期開始することが望まれる。またCEPEAとEAFTAの推進のコアとなる日中韓FTAの交渉を開始する必要がある。更に、既存のFTAを競合他国のFTAと比べて競争力があり利用者の利便性の高いものとなるよう早期に改定することが必要である。

○ 韓国はEU及び米国とFTAを締結しており、日本もTPPを推進し、EUとのEPAに弾みをつけてほしい。日機輸としては、TPP参加に加えて、日EU、日中韓FTA等を進めていくことについても要望する。

○ 我が国がTPP参加しない場合、我が国の輸出市場は競合する第三国に奪われ、我が国の経済成長を抑制し、また円高などと相俟って我が国機械産業が空洞化するおそれがある。

○ 我が国の経済成長を牽引してきた機械輸出は、近年リーマンショック、東日本大震災、欧州金融危機、長期にわたる円高などを被って大幅な落ち込みが続いているが、貿易・投資の制度的インフラストラクチャを整備するTPPへの我が国の参加によって機械輸出の低落を阻止し回復を促して我が国に長期にわたる持続的経済発展基礎となることが期待される。

○ 我が国がTPP参加しないと、東南アジアや韓国に遅れを取る。FTAの貿易転換効果がビビッドに出ており、FTA締結を見越して企業が外に出て行ってしまう。

### 主なコメント(日本経済団体連合会)

○ TPPは、関税撤廃のみならず、サービス貿易の自由化、投資や知的財産権の保護といった幅広い分野において、新たなルール作りを目指すもの。わが国企業が国際競争力を発揮するには、このルール作りに加われないことで今後のビジネスが不利にならないようにするとともに、わが国の強みを活かせるルールを作っていかなければならない。TPPは、世界第一の経済大国である米国を含む枠組みであり、交渉参加協議中の国も合わせれば、世界のGDPの約4割もの規模を占める。こうした点に鑑み、TPPは将来、多角的自由貿易体制であるWTOにも匹敵する、グローバルなルールへと発展する可能性を有しており、中国、EUをはじめ、多くの国がその動向を注視している。経済活動がグローバルに緊密化する現在、関税だけでなく、広くビジネス全般に影響を及ぼすグローバルなルールに、わが国が将来的にも参加しないということは、選択肢としてありえない。

○ 質の高い地域経済統合を実現すべく、専門的な知識・技能を有する人材の国境を越えた活動の促進、外資制限の緩和や不透明な国内規制の是正による投資・サービスの自由化、さらなる関税の引き下げ、輸出規制等の撤廃に向けた取組を強化する。

○ TPPが交渉の対象としている21分野全てにわが国の主張を反映させ、高度な自由化と質の高いルールづくりに貢献する。TPPが目指す21世紀型の新しいルールは、これに見合った高度な日中韓FTA、日韓経済連携協定の実現ならびに日EU経済統合協定の交渉入りなど、わが国の戦略を後押しする。また、将来的にFTAAPを通じて地域におけるビジネスのルールとなり、さらには、WTO等におけるグローバルなルール形成につながることを期待される。

○ FTAAPを追求する道筋のうち、唯一交渉段階にあり、実現が近いと考えられるのがTPPであることから、わが国が地域の経済統合をリードするためには、できる限り早期に交渉に参加することが必要。また、FTAAPの構築に向けては、TPPと並行して、ASEAN+6を実現する必要。そして、ASEAN+6を実現するうえでも、そのGDPの7割を占める日中韓のFTAを締結することが重要。ASEAN諸国からも、TPPとASEAN+6の双方に日本が参加することで、米国と中国との間のバランスを確保してほしいとの声がある。3月はじめに米倉会長を団長とする経団連のASEANミッションが、ベトナム、マレーシア、フィリピンを訪問した際には、交渉参加国でないフィリピンも含め、各国から、日本のTPP交渉への早期参加に対する高い期待が表明された。

○ TPPは、わが国外交の基軸である米国との関係を強化するという意義も有する。地域情勢の不透明感が高まるなか、TPPが日米関係全般を一層強化することにより、アジア太平洋地域の平和と安定に貢献すると期待。もとより、ビジネスを行ううえでは、平和で安定した環境は、最も基本的な条件。

○ わが国は、EPAの締結で韓国をはじめ諸外国に後れをとっていることから、各国との競争条件の格差が拡大している。EPAの署名・締結済みの相手国との貿易額が貿易総額に占める割合は、わが国は約18%にとどまっている一方、自動車、エレクトロニクスといった基幹産業において、わが国と激しい競争関係にある韓国は、約36%。韓国は、昨年7月にEUと、また先般、米国とのFTAを発効させたことから、わが国企業はEUだけでなく、米国市場においても、韓国企業に比べ、競争条件が不利となっている。こうした状況を一刻も早く解消しなければ、ただでさえ円高で厳しい対外ビジネス環境のもと、わが国の企業は国際競争上、ますます不利となり、その結果、市場シェアも低下しかねないと強く懸念している。

○ TPPの進捗がわが国の通商戦略全般に影響を与えており、いわば、通商戦略推進の梃子となっている。つまり、TPP交渉に参加すれば、米国やアジア地域との連携が強化されるとともに、新たなルール形成への影響力をもつことになるため、わが国の戦略的地位が高まり、日中韓FTAやEUとのEPAの推進にも寄与することになる。実際、TPP交渉参加に向けた協議開始を表明して以降、EUや中国は、わが国との経済連携の強化に、以前より積極的な姿勢を示している。逆に、TPP交渉への参加がやはり難しいということになれば、こうした中国、EUとの経済連携の進展自体、危ぶまれねない。

○ TPPに不参加の場合、現状が維持できるわけではない。不参加の場合には、わが国の雇用や持続的成長に多大な悪影響が懸念される。成長戦略やTPP参加のメリットの裏返しになるが、重い法人税・社会保険料負担、円高、行きすぎた環境対策、柔軟性を欠く労働市場といった点に、震災や電力不足が加わり、わが国の企業立地競争力はいっそう低下。こうしたもて、経済連携推進によって他国に劣らない事業環境を確保することができなければ、わが国のビジネス環境はますます悪化する。

TPPに参加しなければ、わが国企業のみが、TPP諸国への輸出にあたって関税を負担し続けなければならないだけでなく、輸出入手続きの簡素化や知的財産権の保護といった新しいルールによるメリットも享受できない。その結果、例えば現在わが国で生産され輸出されている、高度な技術を要するハイブリッドカーや液晶テレビの基幹部品など、本来国内に残るべき生産基盤が、TPP諸国をはじめFTAを締結している国々に流出してしまうことが懸念される。TPP交渉への参加是非の議論にあたっては、TPP参加のメリットだけでなく、こうした不参加のデメリットを十分認識することが不可欠。

○ TPPは新成長戦略を進める上で重要。

○ TPPに参加しているアジア諸国(ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム)との連携を強化する。現に、アジア諸国からは、TPP交渉において日本がアジアの利益を代弁することに対する期待が大きい。また、交渉を通じて、これら各国との既存のEPAの高度化も図り得る。

○ TPPに参加するにあたり、わが国農業の競争力強化のあり方について具体的な方針を打ち出す必要がある。わが国の農業総産出額は8兆円規模であり、世界の十指に入る。また、品質の高い作物を生産する技術を有する。このように、世界一の農業を育て得る基盤を有することから、構造改革を推進することによって、高い国際競争力を実現していく必要があり、経済界としても、農林水産業の経営や生産の高度化に貢献していく。

○ 新規就農や企業の農業参入などによって多様な担い手を確保するとともに、地域の合意によってこうした担い手に農地を集積して、経営規模の拡大と生産性の向上を通じて農業の競争力強化を実現する必要。加えて、農商工連携や農産物の輸出を促進して農業の成長産業化を図ることも必要。同時に、TPP交渉に参加し、高いレベルの経済連携を目指しつつ、わが国の国益に不可欠な条件を確保するとともに、国内改革と国際交渉の進展を踏まえ真に必要な国内対策を総合的に講じることによって、国をあげて経済連携の推進と国内農業の強化との両立を実現すべき。

経団連でも、農商工連携を具体的に進めるため、昨年3月に会員企業各社が農業界と連携を行っている226の事例を公表。また、昨年12月に、農林水産省が事務局となって、経済界、農業界、行政、消費者など構成される「産業連携ネットワーク」が設置され、会員同志で情報を提供、共有し、具体的な農商工連携の取組みを進めることになった。今後、こうした連携の動きが全国各地で広まっていくことが重要。

○ 食料品・加工品産業は、国民に食料を供給するとともに、地域の基幹産業として地域社会の維持にも重要な役割を果たしている。農業の成長産業化を目指すうえでは、関税・非関税障壁を撤廃することにより、わが国の食料品・加工品の輸出を促進し、わが国食品産業の事業基盤を強化することを通じ、TPPによって得られる利益を最大限活用していくことが必要である。これにより、TPPによって生じうる食料品・加工品産業への悪影響を可能な限り軽減するとともに、食料安全保障を確保することが必要である。

### 主なコメント(日本産業機械工業会)

○ TPP協定は、環太平洋地域における経済連携のルール作りであり、本協定参加により共通条件下での競争機会を得ることは、我が国の機械産業にとって大きい。また、交渉参加段階においてもEUや中国、韓国との経済連携への波及効果は大きい。

○ 仮に我が国がTPP協定に参加しない場合、グローバル市場において取り残され、円高等と相まって機械産業の空洞化が懸念される。そのため、引き続き日本政府によるTPP協定への交渉参加推進に期待する。

○ 早期に交渉参加表明を行わなければ、我が国にとって不利なルールを押し付けられるのではない。

○ EU、中国、韓国は、日本にとって非常に大きな貿易相手国であり、当該国との経済連携締結は極めて重要である。日本がTPP協定交渉参加を推進することで、EU、中国、韓国は日本との経済連携交渉に積極的になる。

### 主なコメント(日本自動車工業会)

○ 日本の自動車産業は、長年にわたりアジア太平洋地域で積極的な事業活動を展開してきた。TPP協定の実現により、ビジネス環境の整備と自由貿易の進展が期待される。我が国にとって真に利益がある協定の早期実現に向け、引き続き日本政府の積極的な取り組みをお願いしたい。業界としても、引き続きTPP推進に尽力したい。

○ TPPは貿易と投資の自由化を通じて、世界経済の発展に貢献するもの。自由貿易を通じた競争により選択肢を拡大し、消費者に最大の利益をもたらす。世界第3位の経済規模を有する日本の参加が世界経済にもたらす利益は大きい。

○ 日本の生産現場は、日本で生産を続けるか否か瀬戸際の状況。6重苦の一つがFTAの遅れ。危機感を持ってもらいたい。各国とのFTAの締結がこれ以上遅れないようにして、イコールフットINGを確保願いたい。日本でのもの作りが根本から危機的状況にある。

○ 日系自動車メーカーは、米国経済・雇用において、その規模のみならず生産性や労働の質も高め、競争力向上に貢献してきた(日系メーカーの米国現地生産台数:256万台(2010年)、日系メーカーの総投資額:340億ドル(2010年)、日系メーカーの雇用創出:40万7千人(2010年)、米国製部品の購入額:431億ドル(2010年))。特に日系メーカーによる米国からの輸出台数が29万2千台となっており、米国からの輸出全体の21%を占めている。TPP締結は、日本にとって利益をもたらすことが期待できるのみならず、米国経済・雇用への更なる貢献にもつながる。

○ 米国で販売されている日系自動車のうち7割が米国内生産で3割が日本からの輸出。現地生産はある程度の台数を生産しないと成り立たない。消費者のニーズに応え、販売店のライン・アップ維持に必要なものは輸出している。

### 主なコメント(日本商工会議所)

○ TPPをはじめとする質の高い経済連携による環境整備を通じ、地域経済を含むわが国経済の成長を図ることが、福島再生にもつながる。

○ TPPは、企業の海外での事業展開を一層促進し、とりわけ中小企業の国際展開を後押しし、わが国経済の再生と将来の国づくりに欠かせない基盤になるため、TPP交渉への参加は必要。

○ 東日本大震災による教訓から、災害時等の不測の事態にも強いサプライチェーンの再構築が極めて重要であると再認識。グローバルなビジネス環境を改善し、強いサプライチェーンを幅広い地域で実現するためには、TPPなど複数国間での高いレベルの経済連携の推進が重要。

○ TPPのルール作りは遅れていると聞く。だからこそ、早く交渉に入って、ルール作りに積極的に参加し、我が国の主張を反映してほしい。

○ TPPへの参加により、農林漁業を中心にこれまで関税で保護されてきた産業や競争力の弱い産業、ならびにそうした産業に立脚する地域経済への影響を懸念する声があるが、①持続可能な強い農林漁業の実現、②交渉に参加して得られた情報に基づいた影響の試算と試算に基づいた綿密な地域対策の立案・実行、③交渉によるセンシティブ品目等の確保を通じた影響の極小化などの国内対策、地域対策を最大限講じる必要があり、これがTPP交渉参加の条件である。

○ 日本はこれから全ての産業が、国際競争にさらされることになり、競争力強化が必要になる。日本が今後10～20年単位で成長していくためには、自由貿易の世界でたっていかなければならない。

○ WTOドーハラウンドの妥結目途が立たない状況で、先進・新興各国は、二国間ないし複数国間でのFTA・EPA締結拡大にしのぎを削りあっており、円滑な国際経済活動の観点から、日本としても競合国に遅れることなくFTA・EPAへの積極的な取組みが求められている。

○ 特に、韓国が米国、EUとEPAを締結していることが、我が国の空洞化を加速させていることからすれば、TPP参加は急務。

○ TPPに入らなかった場合、地方産業がなくなり、結果として、兼業農家がなくなる。地方経済の活性化なくして、日本の成長はない。

○ 交渉事項の中で、関税問題のような国境における(at the border)措置と併せて、参加国の国内での(behind the border)規制緩和・手続き標準化などのビジネス環境整備に焦点を当てており、外国企業の進出がしやすくなることが期待される。

○ 中小企業に焦点をあて、各国ごとに異なる規制や手続きを可能な限り整合化・調和して一貫性を持たせることを目指しており、そのためのメカニズムを策定しようとしている。これらの取組は中小企業が協定を容易に利用をすることを可能にする。また、メカニズム策定に当たって民間の意見を反映させる機会を確保する仕組みづくりも議論されるとの情報があり、民間の意見を反映した使い勝手のよい協定の実現が期待される。

○ TPPには、国により異なる規制・手続の統一化や非関税分野を含む幅広い分野を自由化・透明化する利点があり、企業の広域的な国際展開が一層促進され、国際経済関係の一層の拡充強化につながる。具体的には、以下のようなルールの共通化により、わが国にとってプラスの効果が見込まれる。

- ・投資受け入れ条件としての技術移転要求の禁止
- ・模造品・海賊版の取り締まり強化
- ・自国民の雇用要求
- ・政府調達での国籍による差別禁止
- ・規制変更前から本国への説明・意見公募の義務化
- ・投資先の利益送金制限の禁止
- ・自国産部品の優遇措置の禁止
- ・環境保全規制や労働者保護規制の徹底
- ・資源・食料が不足した国に対する輸出制限の禁止・抑制
- ・安全基準や事故情報を共有
- ・貿易手続きの簡素化
- ・貿易手続き・規制の公表等ルールの透明化
- ・規制・基準づくりの初期段階からの意見提出の可能性

○ 透明で高いレベルの包括的経済連携の実現により、先進国並みの制度を途上国においても整備することが目指されており、参加国域内における事業活動が一層促進される。具体的には、例えば以下の事項が挙げられる。

・投資・サービスに関して、自由化されない品目・分野がネガティブリスト方式により明確になることで、企業の市場参入の判断がし易くなる。

・投資に関する紛争解決では、国家間の紛争解決に加え、投資家が約束を守らなかった相手国を訴えることができる措置も議論しており、企業の投資保護、事業環境改善に大いに役立つと言える。

・貿易・投資に関する各国の規制・手続きが共通化されることで、中小企業は、1カ国に対応できれば他の協定締結国への対応が飛躍的に容易になり、新たな市場へ円滑に参入・進出する機会が増える。また、規制・手続きの一貫性に加え、貿易・投資コストの低減を通じた企業の競争力向上策について民間の意見が反映されることにより、民間にとって使い勝手のよい協定を実現することができる。

・これまで日本のEPAでは取り上げていなかった環境・労働について、競争を有利にする、あるいは貿易・投資を誘致する目的で規制や基準を緩和する行為を規律することが議論される見通しであり、既に高いレベルの環境基準・労働基準に対応しているわが国企業の競争力確保につながると見られる。

○ 日EU・EIA（経済統合協定）については、日本がTPP参加を真剣に検討し始めたことが、長年交渉のテーブルにつくことをためらっていたEU側を前向きな姿勢に変えさせた一因と見られている。また、EU側は、非関税障壁等国内措置（behind the border）に強い関心を示しており、TPPの交渉内容と類似性があることも踏まえ、一体的に推進していくことが望ましい。

○ 日中韓3カ国では、中国との関係でTPP交渉参加の意義は大きいと考えられる。すなわち、投資や知的財産などの分野でTPPの透明で高いレベルのルールを前提に中国との交渉に臨むことで日本が交渉の主導権を握ることができ、日本企業にとって中国でのビジネス環境の改善につながるFTAの実現が期待できる。

○ 特に、海外で事業展開する中小企業にとっては、より広い地域を対象にしたルールの共通化がもたらす効果は大きく、協定締結国域内の最適な場所に事業拠点を設置・移転しやすくなるなど、国際分業の推進やサプライチェーン強化の観点からも好影響をもたらすと考えられる。また、貿易等による直接の利用がない中小企業にとっても、取引先大企業の海外展開拡充を通じて取引が拡大するなど、間接的に協定の効果を享受することも期待できる。

### 主なコメント（日本繊維産業連盟）

○ TPPによる最大のメリットは、繊維製品の関税率が総じて高い米国の市場アクセスの改善である。下記の関税・原産地規則のルール構築のためにも、日本の早期交渉参加が望まれる。

○ 米国との繊維貿易は出超（黒字）であり、米国市場アクセスが改善される効果は大きい。また、繊維のユーザー業界（自動車など）の輸出が拡大することで、国内の産業資材分野の需要の拡大も期待される。

○ 漁業者がユーザーである製網業界が慎重な姿勢であることを除くと、繊維産業の大多数の業界がTPP交渉開始に期待している。

### 主なコメント（日本鉄鋼連盟）

○ TPP交渉参加は、自由貿易の推進による我が国経済の競争力強化はもとより、国内における投資の促進、雇用の維持・拡大を実現する上で極めて大きな意味がある。

○ 国際的に健全な競争環境の維持・促進を図るべく、TPP実現に向けた確固たる意思を持って交渉に臨んで頂くことを強く期待する。

○ 米国が主導するTPPを進めることにより、最大の有税輸出先である中国やEU、アジアとのEPA交渉の更なる進展が期待される。

○ TPPにより高水準の自由化が達成されることにより、日本が既に締結している(又は交渉中の)他のEPAへの好影響(再交渉時の一層の自由化進展等)が期待される。

○ 韓国は我が国に先んじてEU、米国とのFTAを発効するなど、主要国・地域とのFTA交渉において日本に先行しているところ、鉄鋼需要産業を取り巻く国際競争環境のイコールフットINGの確保のためにもTPPは重要と認識している。

### 主なコメント(日本電機工業会)

○ 我が国の優れた技術や高品質な製品、サービスをグローバル市場に浸透させるには、我が国にとって有利な経済連携等の通商環境が不可欠であり、その構築に参加することは、極めて重要。将来に亘り、我が国の電機産業を含めた様々な産業が、世界の大きな経済的枠組みの中で成長していくと共に、我が国の成長戦略を強力に推進していくためにも、アジアを中心とした新興国の成長を取り込むことが必要であり、より大きな経済効果が見込まれる包括的経済連携の推進が極めて有効。

○ TPP協定交渉は、他のEPAやFTA等の経済連携協定の交渉や、APEC等の広域の経済協力の推進にも大きな影響を与えることが考えられ、他の交渉の進展につながることも期待している。したがって、もしこの交渉に参加しない場合の影響は甚大。

○ まずは早期に交渉に参加することで、現在の交渉状況や各国の考え方、目論見等を正確に把握し、利害関係を十分に検証すると共に粘り強い交渉を続ける中で、我が国が不利にならないような国際ルールの構築に強いリーダーシップを発揮されることを望む。

○ TPPについては業界を挙げて早期実現していただきたい、少しでもよいルールで参加できるようにと期待している。是非進めていただきたいと考えている。

### 主なコメント(日本フランチャイズチェーン協会)

○ 早期に「フランチャイズ」方式というソフトを輸出したいと考えている。しかしながら、現地政府・企業からすると、外資参入により自国小売産業が衰退する危険性があると見られており、規制緩和がなかなかされない。

フランチャイズという枠組みが、現地企業の「マママストア(マーケティング用語で「家族経営の商店」の意)を救済する大きな仕組みとなりうることを現地政府にも理解してほしいと考えている。

また、輸入の観点では、現時点では国内商品の取扱いが主となるが、今後は当然ながら世界各国の食材などを輸入する必要性があると考えており、EPA締結により、様々な面でより良い環境整備を期待。我々が日本の商品を輸出する機会はまだ少ないが、これも様々な品目の関税が撤廃される中で輸出環境が整備されるかもしれない。そういった面で「フランチャイズ」というソフトと一緒に海外展開できると考える。

以上、輸出入双方の観点を鑑みるに、日本の早期TPP交渉参加を希望。今のうちにできるだけ不利にならない状況で交渉に参加してもらいたい。

○ TPP参加国のうち、ベトナムは人口が1億人を超えており、若い世代も多いことから、既に出店している企業がある。また、マレーシア市場も有望と捉えている。別の企業も、大規模な海外展開戦略を策定しており、ベトナムをはじめアジア各国への出店を今後強化していく方針。

○ 日本のコンビニは接客技術でのレベル等において地場のコンビニを圧倒しており、日本のコンビニの競争力は高いので、アジア地域でのビジネス展開が期待される。

### 主なコメント(日本貿易会)

○ TPP協定交渉への参加は、少子高齢化の時代を迎えた我が国にとって、「国を開き」、海外とヒト・モノ・カネ・情報の相互交流によって様々な改革を促し、生産、消費を活発化させ、持続的成長を実現させていく上で極めて重要。

○ 我が国もTPP協定交渉に早期に参加することで、貿易・投資の先進的なルール作りを積極的かつ主導的に行うことが可能となる。

○ アジア太平洋地域においては、我が国の輸出総額のうち4分の1がTPP参加国向けであり、また、海外直接投資残高も約4割がTPP参加国向けであることから、我が国としても積極的に且つ早期にTPPへの参加を表明することを提言する。

○ 我が国を取り巻く経済統合の進展は、大きな流れとなっている。TPPについてもその大きな流れの一つであり、我が国としても農業の基盤整備強化など国民の理解を得ながら積極的に関与していくべき。

○ 我が国にとっては、米国、韓国はいずれも重要な市場。米韓FTA締結によって、米国市場とともに、韓国市場においても劣後することを懸念。

○ 米国は、天然ガスの輸出先としてEPA／FTA締結国を優先すると聞いており、エネルギー資源の安定的な確保の観点からもTPPは重要。

○ 中国やインドの市場も重要であり、TPPのルールを両国への牽制のツールとして活用することも重要。

○ 世界的に貿易・投資・サービスの自由化が進展するなかであって、我が国の農業を持続的に維持・発展させるための基盤整備、国際化に向けた取組も重要な課題。また、我が国の農業は、食料供給という重要な役割を担うとともに、地域社会に根を張り、地域経済の活性化や環境保全にも資する多面的な役割を兼ね備えていることから、地域産業としてその役割が期待されている。

一方、我が国農業の現状は、就業人口の高齢化、耕作放棄地の拡大、農地の大規模化・集約化の遅れ、コスト競争力の低下等多くの課題を抱えている。政府は「食と農林漁業の再生実現会議」を設置し、持続可能な力強い農業の確立などに向けて検討を行っているところであるが、これまでも日本の農業との連携を進めてきた商社業界として、商社が持つ情報・機能・ノウハウを活用した農業の基盤整備と国際化に向けた取組みとして以下を提言する。

- (1) 農産品のブランド構築と新たな海外市場の開拓
- (2) 生産規模拡大によるコスト競争力強化
- (3) マーケティングとロジスティクスによる輸出促進のための仕組みづくり

○ TPP協定交渉への参加を契機として農業分野における生産・流通・販売・輸出に跨がるバリューチェーンの創出を行い、我が国農業の基盤整備と国際競争力の強化を図るとともに、アジア太平洋地域における経済統合に協力していきたい。

## 主なコメント(日本労働組合総連合会)

○ 「新成長戦略」を着実に推進し、わが国経済を持続的、安定的な成長軌道に乗せ、雇用の創出・維持をはかる上で、経済連携は重要な政策のひとつである。

現在、我が国とアジア諸国などとの間で締結されているFTA/EPAと、多国間が締結しているそれとの間には、関税などの差異により競争条件に格差のある状況となっており、このままでは企業の海外流出などを誘発し、雇用の喪失を招くおそれがある。こうした状況を解消するためにも、政府は早急に新成長戦略に基づく質の高い経済連携を推進すべきである。

とりわけ成長性の高いアジア太平洋地域との経済連携体制の構築は重要であり、TPPはその取り組みの一環である。

わが国政府は、TPP交渉に参加し、参加各国との協議においてわが国の主張を行い、公平かつ公正なルール作りに積極的に参加する必要がある。

一方、TPP参加に係る懸念については、適切に情報を把握し、問題点を整理し、それらの解消に向けた国益に資する協議および適切な国内対策を推進しなければならない。とりわけ、食料・農水水産分野、食の安心・安全、医療など、安心社会の基盤となる重要事項については、重点的に対策を講じる必要がある。

## 主なコメント(ものづくり産業労働組合)

○ 日本経済は「構造的な危機」と「東日本大震災からの復旧・復興」という大きな課題に直面している。とりわけ構造面では長期低成長とデフレから脱却できず、非正規労働者の増加、所得格差の拡大、財政難と社会保障の負担増などから先行き不透明感が強まっている。特に欧州の財政不安からくる世界経済の成長鈍化と高水準の円高、歳出削減圧力などから、2012年以降の成長については楽観視できない状況にある。

経済成長を担うものとして期待されるのは内需の拡大であるが、わが国は今後人口が減少し、実需が減少していくと想定される。また労働人口減少に伴う今後の社会保障制度に対する不信から、自己責任において将来に備える貯蓄等を優先する若者も増加する等、二重に消費(内需)拡大が困難であると考えられる。

このような状況の中、ものづくり産業としては、外需(輸出)にも期待せざるを得ず、円高対策と併せ、経済連携の重要性は益々高まっている。とりわけ堅調な経済成長を続け、引き続き世界経済のけん引役を担っている中国などBRICsおよびアジアNIES諸国の旺盛な需要の拡大を取り込むことは、わが国が経済成長を描く上で必要不可欠なものとなっており、関係各国との経済連携体制の構築を急ぐべきである。

○ TPPは多国間経済連携協定という枠組みであるが、従来日本が協定を結んできた2各国間の経済連携協定と同様、貿易や投資に関する公正なルールづくりを目指すねばならない。TPPでは、貿易や投資を促進する経済連携協定とはいえ、「労働」や「環境」といった分野で「中核的労働基準の遵守」や「環境基準を緩和しない」事を盛り込むこととしており、これを実効あるものとする事で、新興国との労働コスト差等による競争力のギャップの逡巡に資すると考えられる。

一方、現在TPPに参加している国は9か国であり、BRICsの中国やロシア、また韓国も参加していない。そのため、TPPでアジア太平洋知己の活力を取り込めるか不透明であることは否めない。しかし、ASEAN+3やASEAN+6の交渉に向けた流れが停滞気味な中、APEC参加国間で公正なルールづくりを目指し唯一交渉がスタートしている多国間経済連携協定であり、JAM(ものづくり産業労働組合)として野田首相が「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」とした事を理解するとともに、将来APECの加盟国全域において自由貿易圏を構築する構想に繋げることを前提に交渉していくべきと考える。

## 主なコメント(地域シンポジウム(名古屋))

(注)以下の地域シンポジウムのコメントの大半は、パネリストによる。

○ それぞれの得意分野を活かして自由貿易を進めることで外国も日本も豊かになる。自由貿易による利益を得る分野と不利益を被る分野が必ず出てくるので、政府が規制等で補正しながら自由貿易を促進するべきではないか。

○ TPPと同様、1989年の日米構造協議において米国による規制緩和の波が大量に日本に押し寄せ、米国の要求を押し付けられるのではという懸念があった。しかし、規制緩和の結果、マイナス面も出ていると思うが、日本経済に総じてプラスの影響を与えたのではないか。

○ TPPで一度ルールができると、後から参加する国は出来上がったルールに従わなければならないので、まずは交渉に参加するのが交渉やルール作りの情報を得る上で重要。

○ グローバル化は不可避の状況。回避することを考えるのではなく、自由貿易を通じた我が国産業の成功(繊維産業や自動車産業など)を参考とし、長期的な視点からどのように付き合うかを考えるべき。

○ 関税が撤廃されれば、消費者が安価な商品を手に入れられるようになり、選択肢が増える。一人あたりの影響が少ない一般消費者の声は届きにくい。社会全体の効用をどのようにあげるかを検討するべきではないか。

## 主なコメント(地域シンポジウム(秋田))

○ ルールは作る時に参加しないと、不利なことでも一旦決まると変えられない。将来の日本の目標は何かという長期的視点から、国際的な経済ルールとなるTPPを考えるべき。

○ 日本には外交交渉力はある。米国のみを相手にするのではなく、多国間で交渉することのメリットは非常に大きい。

○ 米国主導のTPPに日本が参加することに意味がある。日米に対抗するため欧州がEUを設立したように、中国も日米のTPPの動きを見て、日中韓FTAの実現に向けて前向きな姿勢に転じた。

### 主なコメント(地域シンポジウム(横浜))

○ アジア太平洋地域との関係を強くするTPPは、現在の日本の低成長を脱する起爆剤となる可能性があるのではないかと。

○ 関税撤廃により多くの種類の商品が輸入されるので、消費者の選択肢が増える。

○ 関税撤廃による食品価格の低下は消費者の実質所得を増加させ、その分、サービス(旅行など)、工業製品(電化製品等)の消費が拡大することで日本の経済成長につながるのではないかと。

○ 市場開放されれば、国内の構造改革が進み、結果として日本の活性化につながるのではないかと。

○ 日本企業の競争力強化のため、知的財産権等の経済活動のルール作りに日本が参加し、各国において安定的で公正なビジネス環境を整えるべき。

○ APEC加盟国は世界のGDPの半分を占め、FTAAPは今後の世界のルールにつながる可能性がある。日本がこれに参加しないのは損失である。

○ 農産品の関税を撤廃するのであれば、国際的な競争に負けない環境を整備するべき。

○ アジアの経済統合に向けて、TPPも含め、ASEAN+3、ASEAN+6等経済連携に積極的に取り組むべき。

### 主なコメント(地域シンポジウム(神戸))

○ 153カ国加盟しているWTOでは合意が困難な状況下、21世紀になり各国が積極的に経済連携協定や自由貿易協定を結んでおり、貿易や海外での事業活動は活性化している。日本がこれに遅れることは許されない。

○ TPPは海外で活動する日本企業にとって各国の事業環境を良くしていくための取組みであり、途上国で活動する中小企業支援のためにも重要ではないかと。

○ 日本は貿易収支が赤字に転落したが、所得収支の黒字(投資収益の国内還流)によって経常収支の黒字を維持した。海外展開する企業が日本に本社を置かなくなったら投資収益の還流もなくなるので、貿易投資環境を整備する経済連携のネットワークから除外されることは問題。

○ TPPをきっかけにして、日本の農業を活性化する施策を行うべきではないかと。農業を守れないから経済連携をしなくても良いという判断をした場合、日本がグローバル化の中で貧しくなっていくことになる。

○ 日本は投資分野はほとんど自由化されているが、東南アジアでは自由化されていない部分が多く、日本企業が苦勞をしているので、TPPを通じて政府が改善を図っていく必要がある。

○ 米国とは2国間でFTAを結ぶよりも、多国間のTPPのほうが交渉がしやすい。TPPと他のEPAでやることは本質的に変わらない。米国を誇大に捉えすぎているのではないか。

### 主なコメント(地域シンポジウム(広島))

TPPにはアジア太平洋地域のルール作りの主導権争いという面があり重要。

TPPの本義はルールづくりにあり、ルールづくりを通じてサプライチェーンの円滑化が進んでいく。

TPP、ASEAN+3、ASEAN+6の取組みにより、各国との貿易を自国の成長に取り込むことが重要。

### 主なコメント(地域シンポジウム(福井))

○ TPPには、貿易の自由化のみならず、投資の自由化や国内制度改革も含まれているので重要。

○ TPPを通じた貿易の自由化により、短期的には輸入材の価格が下がり消費者が利益を得る。輸入製品の増加により国内価格が下落することで国内消費が増えれば、日本経済は成長する。

○ 中長期的には、高品質な商品を生産することで差別化を図る(例: 今治タオル)など国際競争力を持つ国内産業構造に転換することで経済全体の効率が高まる。環太平洋域内でお互いの国が得意な産業・分野の生産を伸ばすことで、域内全体での経済効率を高める効果がある。

### 主なコメント(地域シンポジウム(福岡))

○ WTOの交渉が進まない今、異なるルールのEPAが締結されているが、対応出来るのは大企業のみ。中小企業への対策としては多国間での自由貿易の枠組みが必要であり、TPPは次善の策である。

○ 日米EPAはGATT・WTOの理念には相容れないものになってしまうので、出来る限りマルチに近づけるべきであり、TPPはそれに当たる。

### 主なコメント(地域シンポジウム(高松))

○ 多国間でのEPAが世界の潮流であり、こうしたEPAの交渉に参加しないのは、貿易政策上拙い選択である。

○ 原材料費が日本では高く、食品加工業の国際展開が遅れている。原料価格が下がれば利益が上がり、輸出ができるようになる。

○ 企画、流通、輸出のプロセスが複雑化した貿易の現状では、なるべく同じ貿易ルールや低い関税国との取引で閉じようとするので、製造業への影響を考えると、国際的な自由貿易の「網の目」から外れるべきではない。

### 主なコメント(地域シンポジウム(札幌))

○ 日本の関税は既に低く、関税撤廃よりもルールの共通化が重要。

○ 国際的に見て、農業分野で比較優位がある北海道を作るためにTPPが必要ではないか。

○ 政府はTPPに関わらず日本の農林漁業の再生は必要だと主張しているが、TPPによりその議論が急速に進んだ面があると考ええる。TPPが起爆剤となり、農業改革がさらに進むことを期待。

○ 農家で高齢化が進んでいる中、日本の生きる道は農林漁業の再生であり、そのためにも日本の農産品の海外展開を推進すべきと感じた。TPP交渉への参加はそのスタートとなり得る。

○ 中国の富裕層だけでなく、将来的には長粒種も含めて世界中で食べられている米を日本から輸出できるよう競争力をつけるべき。先端的な農家は既に国際競争力のある価格で米を生産している。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>【各論】(1)物品市場アクセス</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <b>主なコメント(経済同友会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>○ TPPにおいては、高い水準を目指さなければならない。全ての品目を自由化交渉のテーブルに乗せる基本姿勢が重要である。全品目を交渉のテーブルに乗せた上で、一部のセンシティブ品目は例外にするとともに、最終的には、高い水準で包括的な経済連携協定を締結することを目指していくべきである。</p> <p>○ TPPを通じた経済界へのメリットについては、中小企業も含めた日本の産業の競争力が増すことが挙げられる。すべての分野で関税の差別をなくすようにする。現在、自動車は、カナダの工場から米国に輸出したり、アジアの工場からEUに輸出したりしている。しかし、別の国を経由せずに日本から直接輸出が出来るようになれば、競争力がつき大きなメリットがある。TPPに参加することによって、競争条件が整えば、日本企業は競争力があるので、他国企業と同じ競争条件(「Level Playing Field」)で勝負できるようになると良いと考える。</p> <p>○ 輸出制限についての規律も重要。他国の輸出が禁止されると大変な問題になる。輸入に関する措置のみならず輸出規制の制限もTPPの柱として欲しい。</p>                                                                                                                                      |
| <b>主なコメント(電子情報技術産業協会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ○ 電機業界の輸入関税はほぼゼロであり、むしろ他国に引き下げてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>主なコメント(日本医療機器産業連合会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ○ 医療機器産業という観点では、我が国への輸入関税はほとんど撤廃されているが、他方、途上国では輸入関税が依然として存在しているので、TPP交渉参加によるメリットはあるのではないかな。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <b>主なコメント(日本機械輸出組合)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>○ アジア太平洋地域諸国にあって、最大のマーケットである米国には依然として高い輸入関税が存在する(例、貨物自動車25%、チタン母材15%、ベアリング9%、カラーTV、LCDモニター、時計5%)、低関税であっても数量が多く関税額の負担が大きい品目が存在する(ビデオカメラ2.1%、乗用車2.5%、等)。こうした工業製品の関税障壁は、品目や税率は異なるものの、TPP交渉国及び交渉参加希望国にも存在している。</p> <p>○ 米韓FTAが発効した現在、対ドルでウォン安・円高局面が続く中で、日本製品の対米輸出が困難となり、日本の機械産業の輸出拠点の海外流出が懸念される。</p> <p>○ 我が国の工業製品の輸出は我が国の貿易での外貨収入のほとんどすべてを占め、その外貨収入は工業品生産の原材料のみならず国民生活に不可欠な資源・エネルギーや農産品を含む輸入に充てられている。かかる工業製品の関税障壁を撤廃するTPPに我が国が参加する意義は極めて大きい。</p> <p>○ 幸い我が国の輸入関税は機械関連の品目ではほぼゼロ関税であるため、TPPによる関税撤廃は国内産業に打撃となることはない。</p> <p>○ 2011年の貿易収支は2.5兆円赤字になったが、機械類の輸出は26兆円黒字。この機械類の国際競争力が低下すると、かなり早いペースで経常利益も赤字に転落する可能性がある。これを防ぐためにもTPPで物品市場アクセス分野を是非進めてほしい。</p> |

## 主なコメント(日本経済団体連合会)

○ 実質的全ての分野において、関税の撤廃(含段階的撤廃)・引き下げを実現することで、わが国の輸出競争力を確保し、国内の産業空洞化を防止し得る。

○ メリットの第一は、国境を越えた企業のサプライチェーンを円滑に展開するうえで必要なビジネス環境を実現すること。例えば、エコカーや薄型TVなど、わが国の強みである高度な技術を活かした製品・部品等の関税が撤廃されれば、国内製造拠点と雇用の維持に大きくプラスになる。

○ わが国が今後も成長を確保するとともに、それを雇用に結び付けるには、TPPへの参加により、参加国・地域の市場において、日本製品に対する関税などの障壁を削減、撤廃することにより、高度な技術を活かした製品や基幹部品の生産拠点を国内に維持することを可能にする必要がある。

○ わが国の主力産業である、鉄鋼製品、自動車、自動車部品、電気・電子機器(含:IT製品、家電)、石油化学製品、化学繊維、ガラス製品、医療機器、繊維、紙類、食品、医薬品等、広汎な分野に亘る関税引き下げ・撤廃が必要。

○ ハイブリッド車、省エネ家電等、環境物品の関税引き下げを推進する。

○ 天然資源(コークス、レアメタル、レアアース等)やエネルギー資源の輸出規制、輸出関税の撤廃、資源開発分野への投資の自由化を推進し、アジア太平洋地域の資源・エネルギー安全保障体制を確立する。

○ 国内における食料供給基盤を強化するだけでは、資源・食糧の相当部分を海外に依存するわが国にとり、食料・資源安全保障の観点から十分でない。米国・豪州等わが国にとり重要な食料・資源供給国による輸出制限を禁止することなどにより、資源・食糧の安定供給を確保することが重要である。

## 主なコメント(日本産業機械工業会)

○ TPP協定は、環太平洋地域における経済連携のルール作りであり、本協定参加により共通条件下での競争機会を得ることは、我が国の機械産業にとって大きい。また、交渉参加段階においてもEUや中国、韓国との経済連携への波及効果は大きい。

○ 仮に我が国がTPP協定に参加しない場合、グローバル市場において取り残され、円高等と相まって機械産業の空洞化が懸念される。そのため、引き続き日本政府によるTPP協定への交渉参加推進に期待する。

○ 早期に交渉参加表明を行わなければ、我が国にとって不利なルールを押し付けられるのではない。

○ EU、中国、韓国は、日本にとって非常に大きな貿易相手国であり、当該国との経済連携締結は極めて重要である。日本がTPP協定交渉参加を推進することで、EU、中国、韓国は日本との経済連携交渉に積極的になる。

## 主なコメント(日本自動車工業会)

○ 自動車及び自動車部品に関する関税の撤廃をお願いしたい。米国は乗用車、自動車関連部品にそれぞれ2.5%の関税をかけている。2010年の輸出量は、約157万台。関税支払額は、約850億円に上る。TPP交渉参加国への関税支払総額は約1,370億円。2010年度の主要自動車メーカー5社の決算合計が約5,000億円の営業赤字(単独決算ベース)であったことを勘案すると、1,370億円のインパクトは大きい。また、米韓FTAが発効したこともあり、韓国とのイコールフットING確保が必要であることから、2.5%は決して「低い」関税率ではない。

○ 2011年では、乗用車の国内生産716万台のうち、393万台を輸出している。そのうち141万台は米国向け。現地生産化が進んでいるから関税撤廃には意味がないという声があるが、支払関税額のボリュームはかなり大きいことを認識していただきたい。

○ トラックは米国に輸出すると関税25%がかかるため、現地生産に切り替えた。

### 主なコメント(日本商工会議所)

- わが国がEPA/FTAを締結していない米国、豪州、ニュージーランドにおける関税撤廃
- わが国が締結したEPAにおいて獲得できなかった市場アクセス(関税撤廃)の確保
- TPPの枠組みにおけるITA対象製品の拡大(関税撤廃)
- 食料や資源を対象とした輸出禁止措置、輸出数量制限および輸出税

### 主なコメント(日本繊維産業連盟)

○ 海外各国の繊維製品に対する関税は依然として高止まりしている。例えば、合成繊維織物については、日本の関税5.3～6.6%に対し、米国の関税は8.5～14.9%、中国の関税は10～18%となっている。また、綿織物については、日本の関税3.7～5.6%に対し、米国の関税は6.5～15.5%、中国の関税は10～12%となっている。また、衣類に関しては、日本が概ね10%であるのに対し、米国は品目によっては30%以上の関税率となっている。このような状況下、主要貿易相手国とのFTA/EPA締結には、繊維物業界・アパレル業界はもとより、製糸業・紡績業から小売業まで、日本の繊維産業全体が大いに期待しているところ。

○ 米国をはじめTPP交渉参加国からの繊維製品輸入について、日本の繊維業界が重大な懸念を抱く品目(センシティブ品目)は殆ど無い。むしろ、相手国の即時関税撤廃に期待している。

### 主なコメント(日本鉄鋼連盟)

○ 鉄鋼輸出では、TPP交渉参加国及び参加を表明している諸国(計11カ国)向け輸出のうち9割超が既に関税なし、日本とのEPAによる優遇税率が適用されているが、TPPにより、EPA未締結である豪州・ニュージーランドの関税撤廃の他、マレーシア、ベトナム、チリのようにEPA締結国で一部残存する高関税の引き下げが期待される。

○ 主要鉄鋼需要産業の最終製品に対する関税引き下げの進展により競争基盤の整備が図られ、鉄鋼内需への間接的な効果が見込まれる。

○ インドネシア、マレーシア、タイとのEPAにおいては、関税撤廃スケジュールが韓国に比べて劣後している品目がある。また、用途別免税制度では、相手国の輸入手続きにおいて、税関で公正に運用されていない等透明性に欠ける運用が散見され、また、特定品目の免税枠が不足している現状がある。

### 主なコメント(日本電機工業会)

○ 会員企業の取扱製品は、HSコード9桁分類で161品目あるが、その中で日本が輸入関税を設けているのはわずか1品目であるのに対し、TPP交渉参加国の関税品目では、米国で131品目、豪州で136品目、比較的少ないペルーでも40品目あり、チリなど全品目に課税している国もある。重電では5%以上を超える関税をかけている品目も多く、国際競争上日本は圧倒的に不利。公平さを欠く通商条件を速やかに是正し、各国が日本と同じ条件となるよう、早急に交渉を進めていただきたい。

(関税率が高く影響の大きいものの事例)

- ①蒸気タービン(米国:6.7%)
- ②インバーター本体及びオプション(ニュージーランド・ブルネイ・豪州・ベトナム・マレーシア:0～25%)
- ③UPS(無停電電源装置)及びバッテリー盤(ニュージーランド・ブルネイ・豪州・ベトナム・マレーシア:0～10%)

○ TPP参加により条件が整えば、サプライチェーンを組みやすくなる。

### 主なコメント(日本フランチャイズチェーン協会)

○ TPPへの参加によって、アジア・オセアニア地域において、食材輸出入関税が低減され、また、フランチャイズ規制が緩和されれば、外食産業の海外展開を後押しすることになる。

|                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                               |
| <b>【各論】(2)原産地規則</b>                                                                                                      |
| <b>主なコメント(全国中小企業団体中央会)</b>                                                                                               |
| ○ 国によっては、原産地証明書の取得が困難である。原産地規則情報の一元化を図るなど証明手続きの共通化を図るべき。                                                                 |
| <b>主なコメント(電子情報技術産業協会)</b>                                                                                                |
| ○ 企業活動を阻害しない合理的な原産地規則制度の策定を望む。                                                                                           |
| <b>主なコメント(日本機械輸出組合)</b>                                                                                                  |
| ○ H S 関税分類に基づいて品目別に原産地決定基準を設け、我が国が締結している E P A で採用されている関税番号変更基準と付加価値基準のいずれかを輸出企業が選択する方式を認められることを望む。                      |
| ○ 我が国の既存の E P A と整合的かつ簡便な使い勝手の良いルール及び制度（付加価値基準の計算方法や累積、積送基準などのルール及び第三国インボイスや連続する原産地証明書の制度）を導入することを望む。                    |
| ○ 原産地証明書の発行とその責任は輸出者側で行うことが可能な自己証明制度の仕組みが採用されることを望む。                                                                     |
| <b>主なコメント(日本経済団体連合会)</b>                                                                                                 |
| ○ 企業にとって使い勝手の良い制度とすべく、原産地証明発給手続の簡素化、円滑化を図る。                                                                              |
| ○ 原産地規則の累積規程を整備する。                                                                                                       |
| ○ 認定輸出者による自己証明制度を導入する。                                                                                                   |
| <b>主なコメント(日本産業機械工業会)</b>                                                                                                 |
| ○ T P P 協定は、環太平洋地域における経済連携のルール作りであり、本協定参加により共通条件下での競争機会を得ることは、我が国の機械産業にとって大きい。また、交渉参加段階においても E U や中国、韓国との経済連携への波及効果は大きい。 |
| ○ 仮に我が国が T P P 協定に参加しない場合、グローバル市場において取り残され、円高等と相まって機械産業の空洞化が懸念される。そのため、引き続き日本政府による T P P 協定への交渉参加推進に期待する。                |
| ○ 早期に交渉参加表明を行わなければ、我が国にとって不利なルールを押し付けられるのではない。                                                                           |
| ○ E U、中国、韓国は、日本にとって非常に大きな貿易相手国であり、当該国との経済連携締結は極めて重要である。日本が T P P 協定交渉参加を推進することで、E U、中国、韓国は日本との経済連携交渉に積極的になる。             |
| <b>主なコメント(日本自動車工業会)</b>                                                                                                  |
| ○ 第三者証明と自己証明の選択制など、企業にとって効率的で利便性の高い原産地規則/証明制度を実現してほしい。                                                                   |

○ 具体的には、自動車分野の規則では、付加価値基準（VA）と関税番号変更基準（CTC）のどちらかを企業が選択できる規則であること。証明制度では第三者証明と自己証明のどちらかを企業が選択できる制度であることが必要。TPP交渉参加9ヶ国の中で6ヶ国と日本はEPAを結んでいるが、付加価値基準と関税番号基準選択制は1ヶ国のみ（日ブルネイ）。部品でも3ヶ国のみ（日マレーシア、日ブルネイ、日チリ）。第三者証明と自己認定輸出者証明の選択制は1ヶ国（日ペルー）である。

○ 運用面では、原産地証明書を遡及発給した場合に関税の払い戻しが確実に行われること、HS改訂に伴い速やかに品目別規則が適合されることが必要。

### 主なコメント（日本商工会議所）

- 関税分類変更基準と付加価値基準の選択制（コ・イコール）
- 累積（他の協定締約国で生産された原材料を自国産とみなす）
- 繊維・衣料品に関する簡素で使いやすい原産地規則
- 水産品に係る船舶および工船に関する簡素な要件（船籍登録と国旗を掲げての航行のみとすること）

### 主なコメント（日本繊維産業連盟）

○ これまでのTPP交渉の過程では、繊維分野がセンシティブ品目扱いされ、かつ、ヤーンフォワード（使用した材料を原系から全てその国で製造した場合のみ原産品と認めるルール）の原産地規則を米国が主張していると聞いており、今後の動向を懸念している。

○ 原産地規則として2工程基準（製造工程を ①原料繊維の採取又は製造、②糸の製造、③織物の製造、及び ④縫製品の製造の4工程に区分し、連続2工程以上の加工を経ているものを原産性認定の対象とするルール）が採用されるように要望する。既存のASEANやインドとのEPAではこの基準であり採用、スイス、チリとのEPAでも類似したルールが採用されているため、ビジネスの利便性やスパゲティ・ボウル現象（EPA／FTAの締結数増加に伴い、協定間での規定（原産地規則、通関手続等）の相違による錯綜状態）の防止の観点からも、2工程基準が望ましい。

○ 日本とTPP参加国のグローバルなサプライチェーンを活かして、繊維の貿易・投資を更に拡大していくためには、上記①～④のうちの連続2工程以上を締約国をまたがって満たすことができるような累積規定の採用が必要。

### 主なコメント（日本鉄鋼連盟）

○ 鉄鋼分野では、これまでのEPAを通じて鉄鋼にはなじまない判定基準等の原産地規則に係るコンセンサスが出来つつあるが、TPP参加により更に各国との整合性が図られることが期待される。

### 主なコメント（日本電機工業会）

○ 原産地証明の認証方法について、日本では「第三者証明」制度が主流だが、「完全自己証明」制度が可能となれば、企業（大企業）としては便利。一方で、輸入税関から輸出企業への直接の検認制度に危機を有する企業があることに留意が必要。

○ 現在のEPA/FTAの原産地規則では、それぞれの協定で、関税番号変更基準（CTC）と付加価値基準（VA）の組合せが異なっており、TPP協定により一定のルールが定められることを期待。

### 主なコメント（日本貿易会）

○ 企業にとって使いやすい原産地規則制度を策定してほしい。例えば、原産地の判定方法については煩雑で分かりにくい。このため、関税番号変更基準と付加価値基準のオプション制を導入するなど統一した規則をTPPの中でルール化してほしい。

|                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>【各論】(3)貿易円滑化</b>                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>主なコメント(全国中小企業団体中央会)</b>                                                                                                                                                                                                                                |
| ○ 制度面でも経済連携協定のような貿易の円滑化が肝要である。                                                                                                                                                                                                                            |
| ○ 中小企業にとって税関手続きの簡素化、効率的な輸入手続きが急務である。                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>主なコメント(日本機械輸出組合)</b>                                                                                                                                                                                                                                   |
| ○ 貿易円滑化とサプライチェーンのセキュリティ確保とのバランス確保、手続の電子化促進は今日の重要な課題となっている。既に世界税関機構(WCO)がセキュリティについての国際的なガイドラインである「基準の枠組み」を採択し、我が国をはじめとして世界主要各国で実施していることから、TPPにおいてもWCOの「基準の枠組み」に沿い、セキュリティと貿易円滑化のバランスを図りながら、効率的なリスクマネジメント、貿易手続の迅速化と簡素化、セキュリティ管理コストの最小化につながるようなルール作りを進めて頂きたい。 |
| ○ ルール作りを進められるにあたっては以下の点についてご留意頂きたい。<br>・各国がAEO制度を導入するに当たって極力標準化された制度・運用となること。またAEO認定事業者に対して明確なベネフィットが与えられること。<br>・手続きの電子化とシングルウィンドウ化については、税関以外の水際管理当局(動植物検疫、食品検査等)と税関当局との連携強化と手続きプロセスの合理化を視野に通関手続きのシングルウィンドウ化の促進の交渉を進めて頂くこと。                              |
| <b>主なコメント(日本経済団体連合会)</b>                                                                                                                                                                                                                                  |
| ○ できる限り広範な国・地域において規制・手続きが同一か整合的となることが、参加国企業のビジネスの円滑化とビジネスチャンスの拡大につながる。例えば、通関・輸入手続の円滑化は、通関コスト等の削減につながり、中小企業の輸出入の拡大にもメリットとなる。                                                                                                                               |
| ○ 国内生産拠点からの輸出等の際、グローバル・サプライチェーンの大きなボトルネックとなるのが輸出入の通関手続きである。そこで、シングルウィンドウ化を通じた通関手続のスピードアップを図ることにより、納期の短縮、コストの削減を実現し、中小企業を含むわが国企業の競争力を強化することが重要である。                                                                                                         |
| ○ 輸入検査に関しては、電子機器・部品に係る基準の国際的調和、製品検査・検疫の手続の簡素化等が求められる。税関手続の透明化・迅速化に関し、関連法令の透明化、法令・規制を変更する場合のリードタイムの設定、課税評価・査定基準の明確化が重要。このほか、輸出品に対する付加価値税の着実な還付が求められる。                                                                                                      |
| <b>主なコメント(日本自動車工業会)</b>                                                                                                                                                                                                                                   |
| ○ 自動車産業の競争力強化に向け、貿易円滑化を推進。具体的には、認定事業者制度(輸出入に関する税関手続きや検査等の簡素化など優遇措置を受けるための認定制度)を貿易相手国と相互承認し、税関手続きが簡素化されるべき。現在採用しているのは4ヶ国(NZ、米国、シンガポール、マレーシア)。そのうち日本は、3ヶ国(NZ、米国、シンガポール)と相互承認済み。ただし、採用している中でも内容がばらばらなので、制度のハーモナイゼーションをお願いしたい。                                |

### 主なコメント(日本商工会議所)

- 各国毎に異なる規則・手続の簡素化、透明性向上、標準化による輸出入手続きの迅速化、およびコスト削減
- 米国向け輸出に際し要求されるセキュリティ関連対策の緩和
- 事前教示制度などわが国が締結したEPAに規定されている貿易手続簡素化や透明性向上を促進する措置

### 主なコメント(日本鉄鋼連盟)

- EPAを利用した輸入手続きにおいて、相手国の税関当局担当官の知識不足、相手国の財務当局のルール変更等によって、多くの書類提出を求められるなど不必要に税関手続きが煩雑となり、円滑な鉄鋼貿易を阻害するケースがある。一例として、インドネシアでは輸入HSコードが改訂されたために、船積み前検査の対象品目が追加されたケースがある。

### 主なコメント(日本電機工業会)

- 書類手続きや言語の統一化の推進を期待。
- 関税率や書類手続き等の事前協議制度が域内で標準化されることを期待。
- 製品の認証等において、日本で試験を行い申請・認証された実証データが、TPP各国でも同様に認証に利用可能となることを期待。

|                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| TPP交渉参加により期待されるメリット                                                                                                                            |
| 【各論】(4) SPS(衛生植物検疫)                                                                                                                            |
| 主なコメント(日本経済団体連合会)                                                                                                                              |
| <p>○ 海外からの調達が不可避であるわが国にとり、海外からの食品・製品の安全性を担保することは国民の安全・安心を確保するうえで欠かせない。食品・製品の安全基準に関する情報や事故情報などを共有する体制を整備することにより、不測の事態への迅速な対応を可能とすることが重要である。</p> |
| 主なコメント(日本商工会議所)                                                                                                                                |
| <p>○ 米国、豪州などにおけ我が国からの農産品(果物、野菜など)の輸入に係る規制の撤廃・緩和</p> <p>○ 協定参加国が規制・手続を新設・改正する場合に当該国と事前に協議できる仕組み</p>                                             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| TPP交渉参加により期待されるメリット                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 【各論】(5)TBT(貿易の技術的障害)                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 主なコメント(日本経済団体連合会)                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ○ 海外からの調達が不可避であるわが国にとり、海外からの食品・製品の安全性を担保することは国民の安全・安心を確保するうえで欠かせない。食品・製品の安全基準に関する情報や事故情報などを共有する体制を整備することにより、不測の事態への迅速な対応を可能とすることが重要である。【再掲】                                                                                                                                                        |
| 主なコメント(日本商工会議所)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ○ 協定参加国が新たな基準や適合性評価手続を制定、もしくは変更する場合に産業界が意見を述べる機会を得られる仕組み                                                                                                                                                                                                                                           |
| 主なコメント(日本鉄鋼連盟)                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ○ アジア各国が主に中国からの低品位鋼材の流入阻止対策として、鉄鋼製品に対する強制規格や船積み前検査等を保護貿易(輸入障壁)的に運用している。WTOに定められた無差別原則によって、日本にも影響が及んでいる。強制規格においては、鉄鋼製品は最終製品の原材料として使用される中間財であるとの認識から、最終製品において消費者の安全が確保される限り鋼材に対する強制規格は不要であると考えている。これらの諸問題を解決するために、二国間のEPAにおけるビジネス環境整備委員会等の場でも改善を求めているところであるが、TPPにおいても貿易の技術的障害とならないような議論がなされることを期待する。 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>【各論】(6)貿易救済</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>主なコメント(日本輸出機械組合)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>○ 現行のWTOアンチダンピング協定にプラスする義務づけを行い、企業が不当なダンピング課税や調査を受けないような手当てを行って頂きたい。たとえば、5年サンセット、調査開始前の輸出国への事前通報制度等の導入など。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>主なコメント(日本経済団体連合会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>○ アンチダンピング、セーフガードは、濫用された場合、通商制限的に機能する恐れがある。各国が保護主義的なルールの運用をすることないよう、規律強化が必要とされる。調査開始前の事前協議制度、ゼロイングの禁止、Lesser duty ruleの導入を図る。また、アンチダンピングの相互不賦課についても検討する。セーフガード発動による域内における通商制限的效果を回避すべく、原則として域内国からの輸入を調査対象から外す。逆に、関税撤廃の結果、域内国からの輸入が急増し、国内産業に重大な損害を与えるおそれがある合理的なケースに限り、協定発効後一定期間(例えば10年)域内セーフガードの発動を認める。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| <b>主なコメント(日本商工会議所)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>○ センシティブ品目について、WTO協定に基づく一般セーフガード措置に加え、TPP協定におけるセーフガード措置および品目別セーフガード措置を確保すること</p> <p>○ アンチダンピング措置の濫用を防止するため、調査開始を決定した場合、調査を開始する一定期日前までに書面による相手国政府への通報と、関係国間政府での協議を義務付けること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>主なコメント(日本鉄鋼連盟)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>○ 米韓FTAの内容では、アンチダンピング調査開始前の政府間の事前コンサルティング制度があると聞いているが、TPPでもこのような制度導入ができればありがたい。鉄鋼貿易では米国が多くの鉄鋼製品に対してアンチダンピング措置を発動してきており、ルール面の整備及びその運用の改善を求めたい。</p> <hr/> <p>○ 鉄鋼分野では、多くの鉄鋼製品につきアンチダンピング調査が行われたり、アンチダンピング措置が発動され、対応に苦勞している。GATTおよびWTOアンチダンピング協定に基づき、各国それぞれのアンチダンピング法で運用がなされているが、安易な調査開始や合理性・透明性に欠ける事実認定等もしばしばなされ、納得しがたい点がある。TPP参加によりこれらの改善が図られることを期待する。</p> <hr/> <p>○ ドーハラウンドのルール交渉においては、アンチダンピング措置の自動失効に係る議論がまとまらなかった。日本は8年で自動失効されることを主張しているが、米国ではサンセット見直しの結果10年以上措置を続ける実態があるため、少なくとも10年で自動失効する等、アンチダンピング措置に関し、日本にとって望ましい形のルール交渉が行われることを期待する。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <b>【各論】(7) 政府調達</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>主なコメント(経済同友会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ○ 政府調達であるが、中国や米国などで問題があるが、政府調達に関してもTPPに参加することにより、同じ条件で競争できるようにして欲しい。                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>主なコメント(電子情報技術産業協会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ○ 特に新興国における排他的な産業政策（ローカルコンテンツ要求等）に対して、公平な競争が確保されるようなハイレベルな国際ルール作りに期待。                                                                                                                                                                                                                               |
| ○ TPP交渉参加国中、WTO政府調達協定に加盟しているのは3か国のみ。WTO非加盟国がWTO規定と同等のレベルを確保するだけでもインパクトは大きい。                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>主なコメント(日本機械輸出組合)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ○ TPP参加国には少なくとも昨年改正案が採択されたWTO新調達協定並の義務を負わせることが必要である。                                                                                                                                                                                                                                                |
| ○ TPP参加国はWTO政府調達協定を受け入れていない国が多いので、日本にはベネフィットがある。具体的な問題事例としては、マレーシアのプミプトラ政策と、米国のバイアメリカン条項の是正を期待する。バイアメリカン条項は相当長い期間維持されており、市場参入しにくい。                                                                                                                                                                  |
| ○ 米国自身、政府調達において特定の州を除外するなど、政府調達の自由化については困難な点があり、日本としては積極的に攻めていくべき。                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>主なコメント(日本経済団体連合会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ○ アジア太平洋諸国の中にはWTO政府調達協定に加盟していない国も存在するため、政府調達の透明性、最恵国待遇、内国民待遇等、同協定レベルの水準を確保する。                                                                                                                                                                                                                       |
| ○ PPPによるインフラ整備を推進すべく、価格本位ではなく、品質が評価される入札制度を整備する。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ○ インフラ輸出関連促進のための政府調達の市場の開放や制度・規格調和、また、外国投資への保護に関する制度の整備などもわが国企業の対外ビジネスの円滑化にとって重要な点である。                                                                                                                                                                                                              |
| ○ わが国の成長・雇用の維持に向けては、環境・エネルギー、ICT(情報技術)等、先端技術や人材を駆使し、業種・業態の枠を超えた連携を通じ、新たな産業を海外に積極的に展開することが求められる。とりわけ、新興国を中心に需要拡大が見込まれるインフラの輸出は、わが国の優れた技術・人材の強みを発揮できる有望な分野である。こうした産業の総合としてのインフラ輸出に際しては、製品・サービスごとの関税・非関税障壁の撤廃や、制度・規格の調和を推進することにより、わが国の製品・サービスの優位性を活かせる制度を構築することに加え、外国政府によるインフラの政府調達市場の開放を推進することが重要である。 |

|                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>主なコメント(日本産業機械工業会)</b>                                                                                                                                             |
| <p>○ WTOの政府調達協定（GPA）に加盟しているのは、9カ国のうち米国とシンガポールのみである。他の7カ国におけるインフラ事業等の政府調達において、我が国企業に門戸が開放される。</p> <hr/> <p>○ 外国政府による国産品優遇措置を制限することで、日本からの輸出品が海外で規制されることを防ぐことができる。</p> |
| <b>主なコメント(日本商工会議所)</b>                                                                                                                                               |
| <p>○ WTOの政府調達協定に加盟していない国（米国、シンガポール以外の7カ国）におけるWTOルール適用による公正な調達手続の確保</p> <p>○ 協定の適用範囲に州や県など地方政府を含めること</p>                                                              |
| <b>主なコメント(日本電機工業会)</b>                                                                                                                                               |
| <p>○ ベトナムやマレーシア等、国内企業を優遇する政策や政府調達の規制を行う国、雇用の分野でビジネス環境が整備されていない国がある（マレーシアのブミプトラ政策など）。最低限WTOのレベルを守ること、公平中立な入札ルールの整備を期待。</p>                                            |
| <b>主なコメント(日本貿易会)</b>                                                                                                                                                 |
| <p>○ 米国における州政府の政府調達市場の開放を期待。米国では37州地方政府の公共事業市場が必ずしも開放されている状況ではない。米国の州政府の公共事業の開放は、TPP参加の一つメリットとして考えられる。</p>                                                           |

|                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>【各論】(8)知的財産</b>                                                                                                                                                                                                                             |
| <b>主なコメント(経済同友会)</b>                                                                                                                                                                                                                           |
| ○ 発展途上国でも先進国並みに知的財産権が保護されるような環境を整備していくことが重要である。                                                                                                                                                                                                |
| <b>主なコメント(電子情報技術産業協会)</b>                                                                                                                                                                                                                      |
| ○ 特に新興国における排他的な産業政策に対して、デジタルコンテンツ等の知的財産の保護が確保されるようなハイレベルな国際ルール作りに期待。                                                                                                                                                                           |
| ○ 知的財産、デジタル・クラウド等データ保護等新たな規制強化に対し、新しい世界標準ルールを示し、日本がリーダーシップをとるべき。                                                                                                                                                                               |
| ○ 知的財産分野については、本来、著作権問題と関連のない所まで規制範囲になること、懲罰的損害賠償制度の導入など、技術進展の阻害とならぬよう、十分配慮した上で進めてほしい。                                                                                                                                                          |
| <b>主なコメント(日本機械輸出組合)</b>                                                                                                                                                                                                                        |
| ○ 模倣品・海賊版対策として条約が発効しているACTA(模倣品・海賊版拡散防止条約)上の諸規則と同一水準の規定をTPPに採用することを望む。                                                                                                                                                                         |
| ○ 私契約であるライセンス契約における政府介入の禁止、特許ライセンス料の上限料率の設定禁止等の規定の採用を期待する。                                                                                                                                                                                     |
| ○ 米国のFTAで規定される特許に係る12カ月のグレース・ピリオド、著作権の保護期間を70年に延長、視覚により認識できない標章、民事訴訟における弁護士費用の敗訴者負担、著作権侵害の非親告罪化等の導入については我が国企業に賛否両論がある。                                                                                                                         |
| <b>主なコメント(日本経済団体連合会)</b>                                                                                                                                                                                                                       |
| ○ 知的財産権保護のルールを各国間で整備することは、わが国企業のビジネスモデルにとって不可欠。現在、海外にわが国の高度な技術を輸出して、その技術の対価で稼ぐといった方法が拡大している。技術を保護し、わが国に利益を還元するためには、模倣品や海賊版対策や、ロイヤリティ料率に対する現地政府による制限の禁止などのルール作りが重要。                                                                             |
| ○ 製品が輸出されても、現地において模倣品・海賊版が横行していれば、正規品の販売によって本来得られるべき利益が得られない。そこで、模倣品・海賊版の取り締まりを強化することにより、わが国企業の被る損失、対策費用を最小限に止めるとともに、ブランドイメージを維持することが必要となる。「クール・ジャパン」で推進しているコンテンツ産業等の新たな産業の発展や中小企業の振興を支援する観点から、EPA・FTAによって知的財産権の保護を徹底する(知的財産に関する官民による委員会の設置等)。 |
| ○ 技術ライセンスのロイヤリティ額の上限、契約期間の制限を撤廃、ロイヤリティ支払いの損金算入の確保を通じて、わが国企業が国内で先端分野の研究開発を行い、海外にビジネスベースで技術移転を推進できる体制を確立する。                                                                                                                                      |

○ 現地において収益が得られても、そのわが国への還元を促すことができれば、国内における再投資を通じた成長・雇用に結び付かない。特に海外で生産を行う場合、わが国企業が国内で先端技術の開発を行い、その開発拠点とそれに伴う雇用を維持するうえでは、ロイヤリティ料率や海外送金に対する投資先政府による規制を禁止することにより、知的財産権の対価の回収が円滑化されなければならない。

#### 主なコメント(日本産業機械工業会)

○ 模倣品・海賊版の拡散を防止する仕組みを作ること、我が国の正規品の販売を促すことができる。また、ライセンス契約における政府介入の禁止や特許ライセンス料の上限料率の設定禁止等が期待される。

#### 主なコメント(日本自動車工業会)

○ 知的財産権の侵害は、公正なビジネスを阻害するだけでなく、経済的損害や消費者の健康・安全を脅かしている。  
偽造品・模倣品の世界拡散を防止するため、「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」が早期に成立し、実効ある運用がなされるべきである。TPPの中では、ACTAレベルのルールを追求していくべき。

#### 主なコメント(日本商工会議所)

- 模倣品・海賊版対策の強化
- 農林水産品を対象に、原産地名を商品のブランドとする地理的表示の保護の規律の整備

#### 主なコメント(日本電機工業会)

○ 商標の保護、知的財産、模倣品対策、特許出願に関するルール作りをお願いしたい。特許審査ハイウェイの活用にも期待。

○ 租税に関する問題で、ロイヤリティ等の海外送金の際に、税金が取られる場合がある。日本国内でも税金が賦課されるため二重課税となる。この問題の解決を期待。

○ 知財の問題は、現在の交渉国だけでなく、将来加盟が予想される国に対しても検討の幅を広げていただきたい。例えば、プラント輸出において、現地政府から技術移転、国産化、ローカライゼーション等を求められ、応じざるを得ない場合があり、このような不当な要求ができないルール作りに期待。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>【各論】(9)越境サービス</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>主なコメント(日本経済団体連合会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>○ 国境を越える投資交流は、投資受入れ国にとって国内雇用の創出や新たなビジネス・モデル、技術を導入する契機となる。EPA・FTAによって、拠点設置を通じたサービスの提供(サービス貿易の第3モード)を含む投資の自由化を推進する。</p> <p>○ 金融、建設、不動産、流通、広告、通信、電子商取引等の主要サービス分野や自動車、鉄鋼、造船、食品等の主要製造業の分野における外資制限、参入制限、過度な免許要件等を撤廃・緩和する。</p> <p>○ モノの貿易に比べ、サービスの貿易自由化は遅れる傾向にある。しかしながら、流通、ICT・電子商取引、金融・保険、建設、不動産をはじめとするサービスは、経済発展に不可欠な基本的インフラを形成するものであり、ビジネスにおける統合的なサプライチェーンの構築・円滑化を推進するうえでも、担う役割は大きい。なかでも、成長分野として期待されるインターネットを通じたサービス(コンピューターに関連するサービス)の自由化を推進し、わが国経済の将来の発展基盤を強化することが不可欠である。</p> |
| <b>主なコメント(日本公認会計士協会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>○ 相互承認制度によって日本の公認会計士が海外の資格を取得することが可能になれば、特に我が国の公認会計士にとって海外での活躍の場が拡大するメリットも考えられる。また、国際的な活躍の場が広がることで、若手公認会計士や今後公認会計士を目指す人にとって、公認会計士資格の魅力が増すことも考えられる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>主なコメント(日本商工会議所)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>○ ベトナム、マレーシアにおける旅行代理店に関する規制の撤廃による日本国内への観光客誘致</p> <p>○ ベトナムにおける小売業(フランチャイズ)規制の撤廃</p> <p>○ マレーシアにおけるサービス業(小売、海上運送、陸上運送、通関業)などの自由化、およびサービス業の事業許可・雇用許可の発給に係る 資本金規制の緩和</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                                                                                                                                           |
| <b>【各論】(10)商用関係者の移動(一時的入国)</b>                                                                                                                                                                                                       |
| <b>主なコメント(全国中小企業団体中央会)</b>                                                                                                                                                                                                           |
| ○ 労働許可発給手続きの簡素化等の入出国手続きの効率化を期待。                                                                                                                                                                                                      |
| <b>主なコメント(日本機械輸出組合)</b>                                                                                                                                                                                                              |
| ○ TPPのサービス分野での商用関係者の移動においてグループ会社内の人(「企業内派遣者」)の移動に関するビザ手続きを簡素化・迅速化する規定が設けられることを望む。企業が海外関連企業に経営支援及び技術支援を行う上で経営幹部、上級管理者、技術者等専門職等キーパーソナルないしビジネスパーソンを迅速に派遣して円滑・効率的な事業経営に従事させることは経営上必須であり、直接投資に伴うキーパーソナルの円滑な移動は多数の現地雇用を創出し、また国内労働市場で競合しない。 |
| ○ ビジネスマンの移動が一日でも遅れると工場が止まったりする場合もあるので、これには企業は日々悩んでいる。途上国のみならず、米国でもテロ対策によるビザ入国規制がここ何年も続いており不便がある。                                                                                                                                     |
| <b>主なコメント(日本経済団体連合会)</b>                                                                                                                                                                                                             |
| ○ 「人の移動」を円滑化し、ビジネスの効率化をすべき。具体的には、労働許可証取得義務の撤廃、企業内転勤の円滑化、短期出張者に対する査証免除、入国手続の簡素化等を実現すべき。                                                                                                                                               |
| <b>主なコメント(日本商工会議所)</b>                                                                                                                                                                                                               |
| ○ 参加国における査証や労働許可の発給手続きの簡素化、迅速化<br>○ 米国のAPECビジネス・トラベル・カード計画の早期実施(法案は可決されたが、実施の目途が立っていない)<br>○ 米国の駐在員に係る査証(Lビザ、Eビザ)更新に係る規制緩和、およびL-1査証(企業内転勤)の有効期限の延長                                                                                   |
| <b>主なコメント(日本電機工業会)</b>                                                                                                                                                                                                               |
| ○ 一部のEPAでは、企業内転勤者に対する規制緩和が盛り込まれているが、TPP協定においてはグループ会社間の人の移動にまで、ビザ申請簡素化等の規制緩和を期待。                                                                                                                                                      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <b>【各論】(11)電子商取引</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>主なコメント(日本経済団体連合会)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>○ 金融、建設、不動産、流通、広告、通信、電子商取引等の主要サービス分野や自動車、鉄鋼、造船、食品等の主要製造業の分野における外資制限、参入制限、過度な免許要件等を撤廃・緩和する。【再掲】</p> <p>○ 急拡大するインターネットを通じたサービス貿易の自由化や、新たな形態のビジネスに対応した情報セキュリティ・個人情報保護等のルール整備は、わが国企業の新規ビジネスの拡大に不可欠な前提条件。</p> <p>○ モノの貿易に比べ、サービスの貿易自由化は遅れる傾向にある。しかしながら、流通、ICT・電子商取引、金融・保険、建設、不動産をはじめとするサービスは、経済発展に不可欠な基本的インフラを形成するものであり、ビジネスにおける統合的なサプライチェーンの構築・円滑化を推進するうえでも、担う役割は大きい。なかでも、成長分野として期待されるインターネットを通じたサービス（コンピューターに関連するサービス）の自由化を推進し、わが国経済の将来の発展基盤を強化することが不可欠である。【再掲】</p> |
| <b>主なコメント(日本商工会議所)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>○ 電子商取引の利用に関する信頼性確保、消費者保護と利用促進</p> <p>○ デジタル製品に対する関税不賦課についての合意</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>TPP交渉参加により期待されるメリット</b>                                                                                                                     |
| <b>【各論】(12)投資</b>                                                                                                                              |
| <b>主なコメント(全国中小企業団体中央会)</b>                                                                                                                     |
| ○ 現地からの円滑な資金回収、投資財産の予見可能性の保障の確保等を図ること。                                                                                                         |
| <b>主なコメント(電子情報技術産業協会)</b>                                                                                                                      |
| ○ 特に新興国における排他的な産業政策（ローカルコンテンツ要求等）に対して、公平な競争が確保されるようなハイレベルな国際ルール作りに期待。【再掲】                                                                      |
| <b>主なコメント(日本機械輸出組合)</b>                                                                                                                        |
| ○ 投資章は、投資家・投資財産の保護と透明性確保とともに政府の約束履行に関わるアンブレラ条項、公正衡平待遇、内国民待遇、最恵国待遇など投資自由化を入れた高水準の規定を盛り込み、その保護の範囲が可能な限り広くなるよう規定する。                               |
| ○ 投資協定仲裁には投資家対国の紛争処理（I S D S）の規定を設け、仲裁に付託される紛争の範囲をできるだけ限定しないよう希望する。                                                                            |
| ○ 投資章に投資資金等（期首資本や収益等）が自由に移転されることを保証する送金自由の規定は必ず設けていただきたい。（ロイヤリティ送金への規制阻止等のため。）                                                                 |
| ○ 突然政策が変更されたり、地方政府の規制が不透明であったり、突然の土地収用が行われることがあるものの、企業は怖くて相手政府に対して反論できないケースが多く、投資先政府への提訴は撤退覚悟でやる必要がある。投資協定に高水準の規定を設けるとともに、かかる企業への政府による支援を頂きたい。 |
| ○ T P P が将来的な拡大を念頭に置くと、投資の自由化及び透明性に関する規定があることは更に大きな意義がある。正当性を持って企業が政府に対して声を上げられるようにルール整備することが重要。                                               |
| <b>主なコメント(日本経済団体連合会)</b>                                                                                                                       |
| ○ 金融、建設、不動産、流通、広告、通信、電子商取引等の主要サービス分野や自動車、鉄鋼、造船、食品等の主要製造業の分野における外資制限、参入制限、過度な免許要件等を撤廃・緩和する。【再掲】                                                 |
| ○ 外資制限ならびに外国企業に対する規制の撤廃・緩和に関し、ネガティブ・リスト方式を導入する。                                                                                                |
| ○ 外資制限・参入制限の緩和に加え、清算・撤退・減資の自由を保証する。                                                                                                            |
| ○ 技術移転要求、国産化比率の義務付け、合併の義務付け、現地人雇用義務、納税水準の約束等のパフォーマンス要求を撤廃する。                                                                                   |

○ インフラ輸出の推進にあたっては、受注・市場参入に際する外国企業の投資に対する差別を撤廃する必要がある。同時に、インフラ契約の受注後に外国政府から不利益な扱い等を受けた際、企業が投資先の政府を相手に仲裁制度に訴えることを可能にすること、投資先政府から受けた扱いによって被った被害を補償する制度が整備されることは、安定的かつ継続的なインフラ事業の推進を可能とする上で重要な要素である。

#### 主なコメント(日本産業機械工業会)

○ 外国政府による国産品優遇措置を制限することで、日本からの輸出品が海外で規制されることを防ぐことができる。【再掲】

#### 主なコメント(日本自動車工業会)

○ 内外投資家は公正・公平に扱われるべき。また、車両生産事業の認可等にかかわる法令や行政手続きの透明性が確保されるべき。更に、外資規制や技術移転要求など特定措置の履行を要求すべきではない。

#### 主なコメント(日本商工会議所)

- わが国が締結したEPAで確保できなかった特定措置の履行要求の禁止
- EPAやBITを締結していない国における投資環境改善と投資家保護
- 投資家対国家の紛争処理メカニズム(ISDS)

#### 主なコメント(日本電機工業会)

○ 現地人の雇用に関し、突然政府方針が変更され、外国人労働者の採用の一時停止命令が出たことがある。一方的な法令改正の防止、及び法令改正時の事前の説明手続きをルール化する等、透明性の徹底を期待。

○ 投資家対国家の紛争解決(ISDS)条項の設置に期待。

○ 外資企業に対する参入障壁の改善に期待。

○ 自国民優遇策や滞在日数制限等による外国人就業規制の緩和・撤廃を期待したい。

#### 主なコメント(日本フランチャイズチェーン協会)

○ ハイテク機器、自動車などの製造業では、外資が参入すると自国民の雇用創出となるが、流通業の場合は現地のパパママストアが非常に多くあり、その人たちを保護することを目的として、流通、小売サービス等の第三次産業の規制は、第二次産業より遅く最後に緩和されることが多い。第三次産業についても日本企業の進出余地は大きいため、早期に外国資本の自由化を実現してほしい。

○ 国によっては、フランチャイズ契約で現地資本100%の会社に技術移転をする場合と比較して、合併設立をして日本の資本が入ると、現地での規制が厳しくなり、進出手続きが煩雑になっている。

○ マレーシア、インドネシアは外資参入に厳しく、1%でも外資が入ればコンビニを出店できないという状況。

○ ベトナムではコンビニのフランチャイズ事業の認可に手間と時間がかかるので、簡素化が求められる。

○ ベトナムでは外資規制はないが、ENT(Economic Needs Test)法という法律があり、外資による大規模小売店等の2店舗目以降の開店許認可手続には条件が課せられている。1店舗目は比較的容易に出店できるが、2店舗目以降は審査が非常に厳しくなり、フランチャイズ展開は困難。外資についてはフランチャイズの1店舗目のあと1年以上経過しないと審査すらしてもらえない。当該法律には明文化されていないルールも多く、現地の弁護士と相談しても分からないところが多い。手間も時間もかかる。

○ タイでは、取扱商品自体には規制がないが、外資比率は50%以下で規制されており、苦労がある。日本食材を輸入することがあるが、現在は原発事故の影響による現地輸入規制が存在。

○ 仮に企業への規制が撤廃されたとしても、突然の法規制の変更等があるのではとの懸念を有する。ガイドラインがあるわけではなく、(現地政府)担当者の裁量で進められていることも多く、バランスを欠いた法の運用の可能性を危惧している。そうした状況下で関税撤廃となっても、PE(恒久的施設:Permanent Establishment)課税が課されるのではないかと、つまり、実際に中国で発生している二重課税があるのではないかと。こうしたことを何とかしてほしい。

○ 米国、豪州では、同じ州の中でも、市が異なれば建築基準が異なる地域があり、認可に時間を要するケースがある。

○ 米国、豪州では、場所によって植栽や車椅子対応の建築物にすることなどが義務づけられ、コストアップ要因が多い。建築確認では、日本では通常半年で出店可能なところが、1年以上時間を要することがあるため、出店速度がきわめて遅くなってしまう。特にハワイなどでは1年3ヶ月要する場合がある。

○ インドネシアではレストランと小売店で認可される免許が異なる。例えば、最近までジャカルタでは小売店の免許が下りなかった。レストランの免許では、店のある一定以上をシッティングスペースにしなければならない、米を販売してはいけないなどの規制がある。

○ TPPへの参加によって、アジア・オセアニア地域において、食材輸出入関税が低減され、また、フランチャイズ規制が緩和されれば、外食産業の海外展開を後押しすることになる。【再掲】

|                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| TPP交渉参加により期待されるメリット                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 【各論】(13)制度的事項(法律的事項)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 主なコメント(日本機械輸出組合)                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>○ TPPに、我が国EPAで設けられている「ビジネス環境整備小委員会」のような現地進出した外国企業が直面する法制度や慣行、裁定などを中立的、国際慣行に沿った制度と運用にするよう政府と企業との定期的な意見交換により改善を図るメカニズムを導入することを提案願いたい。</p> <p>○ 例えば、貨物が一日でも止まると非常に大きな問題になるので、ビジネス環境整備小委員会のような窓口があれば実際に現地の税関当局と対話を行って、税関のトラブル解決や通関の迅速化につながることもある。この規定があるのとないのとでは大きく違うだろう。</p> |
| 主なコメント(日本経済団体連合会)                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>○ 企業の参入に係る規制が撤廃・緩和されたとしても、現地の国内法が予告なく頻繁に変更される、規則の運用に関する客観的なガイドラインがなく、担当官の裁量で判断が変わる、申請手続が煩雑であるといった国内規制上の弊害が存在する場合、企業活動は活性化されない。そこで、ビジネス環境整備に関する委員会を設置し、国内規制ならびにその運用の透明化を推進することが不可欠である。</p>                                                                                 |
| 主なコメント(日本商工会議所)                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>○ わが国が締結したEPAで設けているビジネス環境整備に係る官民対話のメカニズム(ビジネス環境整備小委員会)によるビジネス環境の改善</p>                                                                                                                                                                                                    |